

みんなで築こう 身近な安全・安心 5月は消費者月間です！

笠間市消費生活センターでは、消費者の皆さんが、賢い消費者になり、自立した生活を送ることができるよう、様々な活動を行っています。

主な業務内容

*消費生活相談

消費生活についての相談を受け、トラブルが解決できるようにアドバイスや情報提供を行っています。相談は無料です。お気軽にご相談ください。(月・水・金曜日は専門相談員が相談に応じます。)



笠間市消費生活センター

電話 0296-77-1313(直通)
受付時間 午前9時～正午・午後1時～4時
休日 土・日曜日、祝日、年末年始
場所 笠間市役所本所1階(旧友部町役場)

※消費者月間とは？ 毎年5月を「消費者月間」として、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を集中的に行っています。



児童手当の支給額が変わりました

平成19年4月1日から、0歳以上3歳未満の児童に対する児童手当の月額が一律1万円になりました。

なお、3歳到達後の翌月から小学校修了前までの手当月額は、現行どおり第1子、第2子が5千円、第3子以降が1万円になります。

Q1 手続きは？

A1 今回の増額に関して手続きはありませんが、児童手当を受給中の方は、6月に現況届を提出してください。通知は、6月中旬ごろに発送いたします。

Q2 現在、所得制限で手当を受給していない人は？

A2 平成18年中の所得等の内容で再度審査します。5月中に認定請求の手続きをしてください。認定された場合は、申請した月の翌月分から手当が支給されますので、手続きはお早めに。

請求に必要なもの

印鑑、請求者(保護者)名義の金融機関口座のわかるもの(郵便局は不可)、健康保険被保険者証の写しなど

問合せ・請求先▽子ども福祉課又は支所福祉課
※公務員の方は、勤務先で手続きしてください。